

制度の対象者			不動産店に提出又は提示する書類等
対象	定義	在住等の要件	
高齢者	満60歳以上の方	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の措置により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （身体・知的）	身体障害者手帳を所持する方 愛の手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	手帳【提示】及び住民票【提出】
		市内の施設に6か月以上入所	①施設長の証明（又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		横浜市の決定により市外施設に6か月以上入所	
障害者 （精神）	精神障害者保健福祉手帳を所持する方	市内に6か月以上在住	①手帳【提示】 ②住民票【提出】
		市内の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所 又は入院	①当該施設の施設長の証明又は当該病院の病院長の証明 （又は福祉保健センター長の証明）【提出】
		市外の精神障害者施設又は精神科病院に6か月以上入所 又は入院しており、直前まで市内に在住	
特定疾患患者	神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患 登録者証を所持する方	市内に6か月以上在住	①神奈川県特定疾患医療受給者証又は神奈川県特定疾患登録者証【提示】 ②住民票【提出】
母子家庭の母等	20歳未満の子が同居し、配偶者がいない方	市内に6か月以上在住	配偶者なし ①住民票【提出】
	児童扶養手当を受けている方		手当 ①児童扶養手当証書【提示】 ②住民票【提出】
子育て世帯	未就学児がいて、市民税非課税の世帯	市内に6か月以上在住	①住民票【提出】 ②市民税非課税証明書【提出】
児童福祉施設等退 所者	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治 療施設、自立援助ホームを退所または里親から自立す る予定の方	市内の施設に6か月以上入所	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
		横浜市の措置により市外施設に入所（通算の措置期間6 か月以上）	
	上記の施設を退所、または里親から自立された方で2 5歳未満の方	市内施設または横浜市の措置により入所した市外施設を 退所後、市内に6か月以上在住	①児童相談所長の証明又は施設長の証明【提出】
生活保護受給者	横浜市の生活保護を受けている方	市内の施設に6か月以上入所	①福祉保健センター長の証明又は施設長の証明【提出】
DV※被害者 ※夫などからの暴力 （ドメスティック・ バイオレンス）	福祉保健センターにDVを理由として相談して緊急一 時保護施設に入所し、退所する予定の方または、退所 後1年未満の方		①福祉保健センター長の証明【提出】
ホームレス自立支 援施設退所者	横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」を退所す る予定の方		
外国人	6か月以上の在留資格により国内在住が認められてい る方	市内に6か月以上在住	①旅券又は外国人登録証明書【提示】 ②外国人登録原票記載事項証明書(市内在住期間が記載されたもの) 又は在勤・在学証明【提出】
		市内の事業所・学校に6か月以上在勤・在学	
		入国後6か月未満の方は、申請時に市内に在住・在勤・ 在学	

※この他、賃貸借契約に必要な書類等（住民票、印鑑証明、実印等）や保証会社の審査に必要な本人確認等の証明書（運転免許証、保険証等）を求められる場合があります。協力不動産店にご確認下さい。

※障害のある方で初回保証料の助成対象の方（下記◆いずれにも該当する方）は、上記書類を提出・提示するとともに、契約者等の非課税証明書の提出が必要となります。

◆契約者等が市民税非課税、もしくは施設退所者または精神科病院退院者であること◆生活保護を受給していないこと◆過去にこの助成をうけていないこと